平成２２年（フ）第７４２号
愛知県碧南市天王町４丁目48番地３
債務者　三井久美子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６５２号
相模原市緑区上九沢４番地　市営上九沢団地G―503
債務者　鈴木　弘子
1　決定年月日時　平成22年11月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第５０６号
静岡市駿河区さつき町６番４号　川村荘８号室
債務者　中村　妙子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６０９号
静岡県牧之原市静波2220番地488　カームシーサイド206
債務者　喜多　祥子
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７２号
静岡市葵区新富町３丁目３番地の３　ポローニアコート新富203号
債務者　戸塚　浩治
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７１０号
静岡市葵区足久保口組24番地の12
債務者　海野　行雄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２７０号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地56―401
債務者　高橋　和美
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９３号
静岡県島田市船木2351番地の43
債務者　杉浦　真弓
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７８３号
静岡県藤枝市高柳３丁目27番14号、旧住所静岡県牧之原市細江3871番地１
債務者　長谷川よしみ
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２１号
静岡市清水区草薙３丁目６番25号
債務者　戸村和賀雄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８２５号
静岡県藤枝市田中２丁目１番14号
債務者　金澤　良和
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３６号
静岡市清水区長崎587番地　ポレール102
債務者　角谷　静雄
1　決定年月日時　平成22年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２９号
沖縄県うるま市勝連平安名2839番地２　前當アパート202
債務者　前堂　悠葵
1　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月22日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１６８号
埼玉県川口市飯塚２丁目９番10号飯塚ハイツ205
破産者　ジョベダ株式会社
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２４号
和歌山県新宮市磐盾１番14号　ホンダＳＫ内
破産者　原野　浩美
1　決定年月日　平成22年11月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２２年（フ）第３４号
長野県佐久市中込3281番地４
破産者　細萱建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部